

3月税務ニュース

税制改正など税務関連のニュースをお届けします。
できるだけ分かりやすく税金についてご紹介したいと思います。

自動車、バイク、自転車通勤する人の通勤手当の 非課税限度額が変わりました。

給与のうち通勤手当については、1ヶ月当たり一定の金額までが非課税とされています。
このうち自動車、バイク、自転車などの交通用具を使って通勤する人の通勤手当について、
平成24年1月1日以降の支給分より、非課税限度額の改正が行われました。

■ 自動車、バイク、自転車などの交通用具の場合

片道の通勤距離に応じた1ヶ月当たりの非課税限度額

2 km未満	全額課税
2 km以上10 km未満	4,100円
10 km以上15 km未満	6,500円
15 km以上25 km未満	11,300円
25 km以上35 km未満	16,100円
35 km以上45 km未満	20,900円
45 km以上	24,500円

この非課税限度額は今までと変更ありません。改正点は、**上記の限度額を超えて通勤手当が支給された場合の特例が廃止**となったことです。

特例では、片道15km以上で交通用具を使用している人が受ける通勤手当が、上記のそれぞれの限度額（11,300円、16,100円、20,900円、24,500円）を超える場合、鉄道等の交通機関を利用した場合の運賃の額までは非課税として認めていました。

例） 片道15kmの自動車通勤する人・・・月15,000円の通勤手当

上記の非課税限度額では、15km以上25km未満の範囲で11,300円が限度額です。
この人がもし鉄道などの交通機関を使って計算した場合、運賃が15,000円となるので、
会社は15,000円を支給していました。特例では、限度額11,300円を超えて、15,000円
を支給しても、交通機関を使った場合の運賃の範囲内なので全額を非課税としました。

この特例が平成24年1月1日以降廃止となったので、この人は月15,000円支給されていますが、
うち11,300円は非課税でそれを超える3,700円は給与所得として所得税の対象となります。

■ 鉄道などの交通機関の場合

交通機関の利用による運賃（定期代など。1ヶ月あたり10万円が限度）・・・改正なし

4月税務ニュース

税制改正など税務関連のニュースをお届けします。
できるだけ分かりやすく税金についてご紹介したいと思います。

平成24年度税制改正（その3）

平成24年度税制改正の内容を盛り込んだ「租税特別措置法等の一部を改正する法律案」が、平成24年3月30日に参議院本会議で可決され、成立しました。

その中で、譲渡、贈与に関わる部分で延長・拡充されたものを紹介させていただきます。

【各種特例の適用期限の延長】

不動産関連の税金については、これまでも特例で税額が軽減される措置が設けられていましたが、今回の改正で、これらの特例措置のいくつかが延長されることが決定しました。
主なものは、次のとおりです。

（1）新築住宅に係る固定資産税の減額措置

（固定資産税額を3年間 1/2、中高層は5年間） … 2年延長

（2）宅地評価土地に係る不動産取得税の課税標準の特例措置

（課税標準を固定資産税評価額の 1/2 とする特例） … 3年延長

（3）土地・住宅の取得に係る不動産取得税の軽減税率（本則4% → 3%）

… 3年延長

（4）新築住宅を宅建業者が取得したものとみなす日を住宅新築の日から1年

（本則6月）を経過した日とする不動産取得税の特例措置 … 2年延長

（5）新築住宅用土地に係る不動産取得税の減額措置について、土地取得後住宅新築

までの経過年数を3年（本則2年）とする特例措置 … 2年延長

（6）住宅取得等資金の贈与に係る相続時精算課税制度の特例措置

（住宅取得等資金の贈与の場合は、贈与者の要件が65歳未満の親でも可）

… 3年延長

（7）居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等、特定居住用財産の譲渡

損失の繰越控除等 … いずれも2年延長

（8）特定の居住用財産の買換え等に係る長期譲渡所得の課税特例措置（課税の繰延）

… 一部見直しのうえ、2年延長